

土木工事特記仕様書（令和 8 年 4 月 1 日以降適用）

- 第 1 条** 市道段線（明谷橋）補修工事（2）（着手日指定型）は、本特記仕様書及び「徳島県土木工事共通仕様書 令和 6 年 7 月」「徳島県土木工事施工管理基準」「徳島県工事検査基準」を準用する。内容が重複する場合には、本特記仕様書を優先するものとする。また、土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】及び様式について、徳島県版を使用するものとする。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】に対する変更事項）

- 第 2 条** 土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】に対する変更事項は、次のとおりとする。

（チェックリストの読み替え）

提出書類 87 の「工事成績評定に関する意向確認書」は使用しないものとする。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

- 第 3 条** 「徳島県土木工事共通仕様書 令和 6 年 7 月」に対する補足事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- （4）受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。
- ② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第 2 号）または標板（様式第 3 号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（工事着手日指定契約方式の試行）

- 第 4 条** 本工事は、受注者が人員や資機材を効率的に配置し、生産性の向上を目的とした工事着手日指定契約方式の試行工事であり、別に定める「阿南市工事着手日指定契約方式実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- 2 本工事の工事着手日は令和 8 年 11 月 1 日、工期終期は令和 9 年 3 月 31 日とする。
- なお、受注者は、工事着手日まで工事の着手（現場事務所の設置、現場への資材の搬

入及び仮設物の設置など）を行ってはならない。ただし、工期始期から発注者の指定する工事着手日までの期間内に、関連工事の早期完成や関係者の同意など、着手時期の制約が解消された場合は、監督員の承諾を得て工事着手日を変更することができる。

- 3 受注者は、工事着手日を工事着手日から起算して14日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）に提出する工程表に明記しなければならない。
- 4 実施要領第6条に基づき、工程表の初回の提出に限り徳島県土木工事共通仕様書1-1-1-4「1.工程表の提出」について、文章中「契約締結後」を「工事着手日から起算して」に、実施要領第7条に基づき、工事着手日の前日まで現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を配置することを要しないため、徳島県土木工事共通仕様書1-1-1-15「2.技術者台帳」について、文章中「契約後」を「工事着手日から起算して」にそれぞれ読み替えるものとする。また、実施要領第7条に基づき、徳島県土木工事共通仕様書1-1-1-2「37.工事着手日」について、文章中「又は測量」を削除するものとする。

工事着手日指定契約方式実施要領

阿南市 HP <https://www.city.anan.tokushima.jp/docs/2022022800046/>

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

第5条 本工事は、日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は阿南市内の気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上 対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT25℃以上 対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

阿南市 HP <https://www.city.anan.tokushima.jp/docs/2026022400039/>

（本工事の特記仕様事項）

第6条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

1.総括打合せ

受注者は、工事実施に先立ち、工事に関する総括打合せを発注者で行うものとする。

2.工事工程

受注者は、毎月末の進捗状況をその翌月10日までに監督員に報告するものとする。

3.交通誘導警備員

本工事においては交通誘導警備員を40人計上しているが、施工前に安全対策の協議を監督員と行い、必要に応じて変更するものとする。

4.通行規制等

本工事の通行規制に関しては、工事施工前に監督員と受注者において協議を行い、規制形態の最終判断については原則所轄警察署の「道路使用許可」によるものとする。

工事施工については通行規制の手続き完了後から施工を行うものとする。

現場の通行規制形態が全面通行止又は車両通行止として道路使用許可を得た場合、規制開始の1週間以上前より、通行者及び通行車両に対する事前周知として、施工箇所周辺に案内看板を設置する等の措置を行うこと。また、規制開始時及び規制解除時には関係機関に連絡すること。

現場の規制形態が全面通行止又は車両通行止の場合、施工に伴う間接工事費の負担増となる事項が想定されないため、地域補正（一般交通影響有①及び②）は適用しないものとする。

ただし、地元調整等により、監督員・受注者双方で協議した規制内容の変更が生じた場合は、地域補正（一般交通影響）の適用について協議すること。

5. 建設副産物の適正処理

建設副産物の搬出にあたっては、その適正な処理を確認するために、追跡調査を実施する場合がある。

6. 安全対策

受注者は現場条件、構造物の構造及び施工方法等を考慮し、足場工等の安全対策を実施するものとする。

7. 支障構造物

本工事の施工に際して、近接する構造物や埋設物（横断水路等）に影響しないよう慎重に行うこと。

また、施工中に管理者不明の地下埋設物等を発見した場合には、速やかに監督員へ連絡すること。

8. 耕作地等の復旧

工事用地等で使用した耕作地等の使用後の埋め戻しは特に丁寧に施工するものとし、転石の除去、不陸の整正等を行い、後日地権者との問題が起きないように復旧するものとする。また、復旧後は地権者の了承を得てから引き上げること。

9. 天災対策

地震発生等の天災に備えて、特に人命の安全確保を最優先したうえで、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

10. 河川区域内工事

本工事は、1級河川那賀川水系桑野川の河川占用工事であり、占用許可条件を遵守すること。なお、河川区域内での工事については、工事許可期間内に施工すること。また、台風及び豪雨等で出水の恐れがある場合、進捗状況に応じた対策を講じ、本工事に起因する被害が生じないようにすること。

なお工事許可期間については非出水期間（11月1日から工事許可）の予定となっている。

11. その他

その他、必要と認められるものについては、その都度監督員と協議するものとする。
（本工事における施工上の留意点）

第7条 本工事における施工上の留意点は、次のとおりとする。

1. 塗替塗装工

本橋は、事前の塗膜調査により、鉛の含有を確認している。そのため、関係法令に従い従業員の安全管理および近隣の環境保全に配慮すること。

塗膜剥離剤の既設塗膜への適応性を確認するための剥離試験（剥離剤3種類程度）を実施し、適切な塗膜剥離剤を選定すること。

剥離試験の結果により、塗膜剥離剤の塗布回数や使用量を決定すること。

【塗膜分析調査結果】

分析項目		試験結果		基準値	判定
		主桁（A1側）	主桁（A2側）		
含有量	ポリ塩化ビフェニル	<0.01mg/kg	<0.01mg/kg	0.5mg/kg 以下	OK
	鉛	60,000mg/kg	120,000mg/kg	検出されないこと	NG
	クロム	1.10%	0.37%	1% 以下	NG
溶出量	鉛又はその化合物	12mg/l	10mg/l	0.3mg/l 以下	NG
	六価クロム化合物	<0.02mg/l 未満	<0.02mg/l 未満	1.5mg/l 以下	OK

現場塗替え塗装の塗装回数及び塗装使用量は下記のとおりとする。施工にあたっては十分な換気と養生を行い、必要膜厚を確保すること。

現場塗装箇所は、塗膜厚検査により確認を行うこと。

施工数量については、現地再確認を行った上で、監督職員の承諾を得て決定すること。

【Rc-Ⅱ塗装系（はけ、ローラー）】

塗装工程	塗料名	使用量 (g/m ²)	塗装間隔
素地調整	2 種		4 時間以内
防食下地	有機ジンクリッチペイント※1	(240)	
下塗	弱溶剤形変成エポキシ樹脂塗料下塗	200	1 日～10 日※2
下塗	弱溶剤形変成エポキシ樹脂塗料下塗	200	1 日～10 日
中塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗	140	1 日～10 日
上塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	120	1 日～10 日

※1：素地調整程度 2 種ではあるが、健全なジンクリッチプライマーやジンクリッチ

ペイントを残し、ほかの旧塗膜を全面除去した場合は、鋼材露出部のみに有機ジンクリッチペイントを塗布する。この際、使用量の目安は 240g/m² 程度とする。素地調整程度 2 種で旧塗膜を全面除去した場合は、有機ジンクリッチペイントの使用量が 600g/m² とする。

※2：現場の施工条件に応じて塗装間隔を別途取り決める場合もある。受注者は、工事実施に先立ち、工事に関する総括打合せを発注者で行うものとする。

2. ひび割れ補修工

ひび割れ補修は、ひび割れ内部への樹脂の充填を目的とした低圧注入工およびコンクリート表層の耐久性向上を目的とした表面含浸工を併用して実施すること。

低圧注入工にあたっては、ひび割れ幅および発生状況を確認のうえ適切な注入材を選定すること。

施工前にひび割れ内部の清掃および乾燥を十分に行うこと。

樹脂注入は低圧・低速で行い、未充填部が生じないように確実に施工すること。

表面含浸工にあたっては、施工面の汚れ、脆弱部等を除去し、所定の下地処理を行うこと。

含浸材は所定量を均一に塗布し、必要な含浸深さおよび性能を確保すること。

施工時は気象条件（降雨、気温等）に留意し、品質確保に努めること。

なお、補修後は再劣化防止の観点から、施工範囲全体の耐久性向上に配慮すること。

3. 断面修復工

劣化部は健全部が露出するまで確実にはつり取ること。

露出した鉄筋は錆を除去し、防錆処理を施すこと。

既設コンクリートとの付着性を確保するため、適切な下地処理を行うこと。

使用材料は耐久性および収縮特性を考慮したものとする。

施工後は所定の養生を行い、品質確保に努めること。

4. 水切り設置工

水切りは水の流下方向を考慮し、確実に排水機能を発揮する位置および形状で設置すること。

固定方法は接着剤によるものとし、使用する接着剤は耐候性、耐水性および接着性能を有するものを選定すること。

施工にあたっては、接着面の汚れ、油分、脆弱部等を除去し、十分な下地処理を行うこと。

接着剤は所定量を均一に塗布し、水切り部材を確実に圧着・固定すること。

硬化までの間は外力、振動および降雨の影響を受けないよう養生すること。

施工後は排水状況および固定状態を確認し、機能に支障がないことを確認すること。

5. モルタル補修工（支承）

補修対象部の劣化および脆弱部は確実に除去すること。

施工面は清掃し、適切な湿潤状態を確保すること。

使用材料は無収縮モルタル等、支承機能に適したものとする。

充填不足および空隙が生じないように確実に施工すること。

硬化期間中は荷重および振動の影響を避けること。

6. 部材取替工（排水装置）

既設排水経路を事前に確認し、排水機能を確保したうえで施工すること。

取替作業においては周辺部材を損傷しないよう留意すること。

設置にあたっては適切な勾配を確保し、滞水を防止すること。

接合部については止水処理を確実に行うこと。

施工後は通水確認を行い、機能に支障がないことを確認すること。